(仮称) 自転車安全利用条例 最終案

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全利用の推進について、基本理念を定め、 県、県民、自転車利用者その他の関係者の責務及び役割を明らかにすると ともに、自転車の安全利用に関する施策の基本的な事項を定めることによ り、自転車の安全利用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、 もって歩行者、自転車、自動車等が安全に通行し、かつ、県民が安心して 暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該 各号に定めるところによる。
 - 一 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1 1号の2に規定する自転車をいう。
 - 二 県民等 県内に居住し、若しくは滞在し、又は県内を通過する者をいう。
 - 三 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。
 - 四 保護者 親権を行う者,未成年後見人その他の者で,未成年者を現に 監護するものをいう。
 - 五 関係機関 自転車の安全利用に関する施策を実施する国及び他の地方 公共団体の機関をいう。
 - 六 関係団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全利用に関する活動を行う団体をいう。
 - 七 事業者 県内で事業活動を行う法人及び団体又は個人をいう。
 - 八 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。
 - 九 自転車貸出業者 道路(道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。第12条第1項及び第14条第4項において同じ。)において利用する自転車の貸出しを業とする者をいう。
 - 十 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校 (幼稚園を除く。),同法第124条に規定する専修学校及び同法第1 34条第1項に規定する各種学校をいう。
 - 十一 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る交通事故により生じた 他人の生命又は身体の被害に係る損害を塡補することを約する保険又は 共済をいう。

(基本理念)

第3条 自転車の安全利用の推進は、自転車が環境への負荷の低減、県民等の健康の増進、災害時の交通機能の維持、観光の振興等に資するものであるとの基本的な認識の下、県、県民等、関係団体、自転車利用者、保護者

等が連携して、自転車事故の防止を図ることを旨として行われなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。
 - 一 自転車の安全利用について理解を深めるための、年代に応じた交通安 全教育及び啓発
 - 二 乗車用ヘルメットの着用の促進
 - 三 自転車の定期的な点検及び整備の促進
 - 四 県民等,自転車利用者,保護者等,関係団体,事業者等及び市町村が実施する自転車の安全利用の推進に関する取組を支援するための,情報の提供,助言その他の措置
 - 五 学校における交通安全教育等のための、情報の提供その他の必要な支援
 - 六 前各号に掲げるもののほか,第1条の目的を達成するために必要な施 策
- 2 県は、前項各号に掲げる施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体と緊密な連携を図り、必要に応じて、これらの者に対して協力を求めるものとする。

(県民の責務)

- 第5条 県民は、自転車の安全利用について理解を深め、家庭、学校、地域、職場等における自転車の安全利用のための取組を自主的かつ積極的に 行うよう努めなければならない。
- 2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

- 第6条 自転車利用者は、道路交通法その他の関係法令を遵守しなければならない。
- 2 自転車利用者は、車両の運転者としての責任を自覚し、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識を習得するとともに、他人に迷惑をかけるような運転をしないよう努めなければならない。
- 3 自転車利用者は、自転車で歩道(道路交通法第2条第1項第2号に規定 する歩道をいう。)を通行する場合において、その通行が歩行者の通行を 妨げるおそれがあるときは、あらかじめ当該自転車を押して歩く等、当該 歩行者の安全に配慮するよう努めなければならない。
- 4 自転車利用者は、自転車横断帯(道路交通法第2条第1項第4号の2に 規定する自転車横断帯をいう。)のない横断歩道(同項第4号に規定する

横断歩道をいう。以下この項において同じ。)を歩行者用信号機(同項第14号に規定する信号機で歩行者の通行の用に供するものをいう。)に従って自転車で通行する場合において、その横断歩道に通行している歩行者がいるときは、当該自転車を押して歩く等、当該歩行者の安全に配慮するよう努めなければならない。

- 5 自転車利用者は、自らの安全を確保するため、乗車用ヘルメットを着用 するよう努めなければならない。
- 6 自転車利用者は、その利用する自転車について、必要な点検及び整備を 行うよう努めなければならない。

(保護者等の責務)

- 第7条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全利用に関する教育を行うよう努めなければならない。
- 2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。
- 3 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点 検及び整備を行うよう努めなければならない。
- 4 高齢者(70歳以上の者をいう。以下この項において同じ。)の親族は、 自転車を利用する当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットを着用させること その他の自転車の安全利用のために必要な助言をするよう努めなければな らない。

(学校の長の役割)

第8条 学校の長は、その児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。

(関係団体の役割)

- 第9条 関係団体は、道路交通法その他の法令の遵守に関する啓発その他の 自転車の安全利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に推進するよ う努めなければならない。
- 2 関係団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全利用を促進する ための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第10条 事業者は、自転車で通勤し、又は事業活動において自転車を利用する従業者に、自転車の安全利用に必要な啓発及び指導を行うよう努めなければならない。
- 2 事業者は、自転車の安全で適正な利用について理解を深め、その事業活動を通じ、自転車の安全利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

- 3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、事業の用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

(自転車小売業者の責務)

第11条 自転車小売業者は、自転車を購入しようとする者に対し、自転車 を安全に利用する方法、自転車の点検の手順その他の必要な情報を提供す るよう努めなければならない。

(自転車貸出業者の責務)

第12条 自転車貸出業者は、その貸出しを受けて道路において自転車を利用しようとする者に対し、自転車の安全利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

(自動車等を運転する者の責務)

第13条 自動車等(道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び 同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。)を運転する者は、自転 車の側方を通過する場合は、交通の危険及び事故を防止するため、当該自 転車との間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等への加入)

- 第14条 自転車利用者(未成年者及び業務のために自転車を利用する者を除く。)は、自らが被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該自転車利用者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。
- 2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成 年者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。 ただし、当該保護者以外の者が、当該未成年者が被保険者となる自転車損 害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。
- 3 事業者は、その業務において従業者に自転車を利用させるに当たっては、当該従業者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。
- 4 自転車貸出業者は、その貸出しを受けて道路において自転車を利用する者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。
- 5 県は、関係機関と連携し、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供、普及啓発その他の必要な施策を策定し、実施する。
- 6 学校の長は、その児童、生徒若しくは学生又はこれらの保護者に対し、

自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等への加入の確認)

- 第15条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入 しようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の 加入の有無を確認するよう努めなければならない。
- 2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入していることを認めることができないときは、当該自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(道路交通環境の整備)

第16条 県は、関係機関と相互に連携し、自転車利用者が自転車を安全に利用できる道路交通環境の整備に関する事業を推進するものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。